

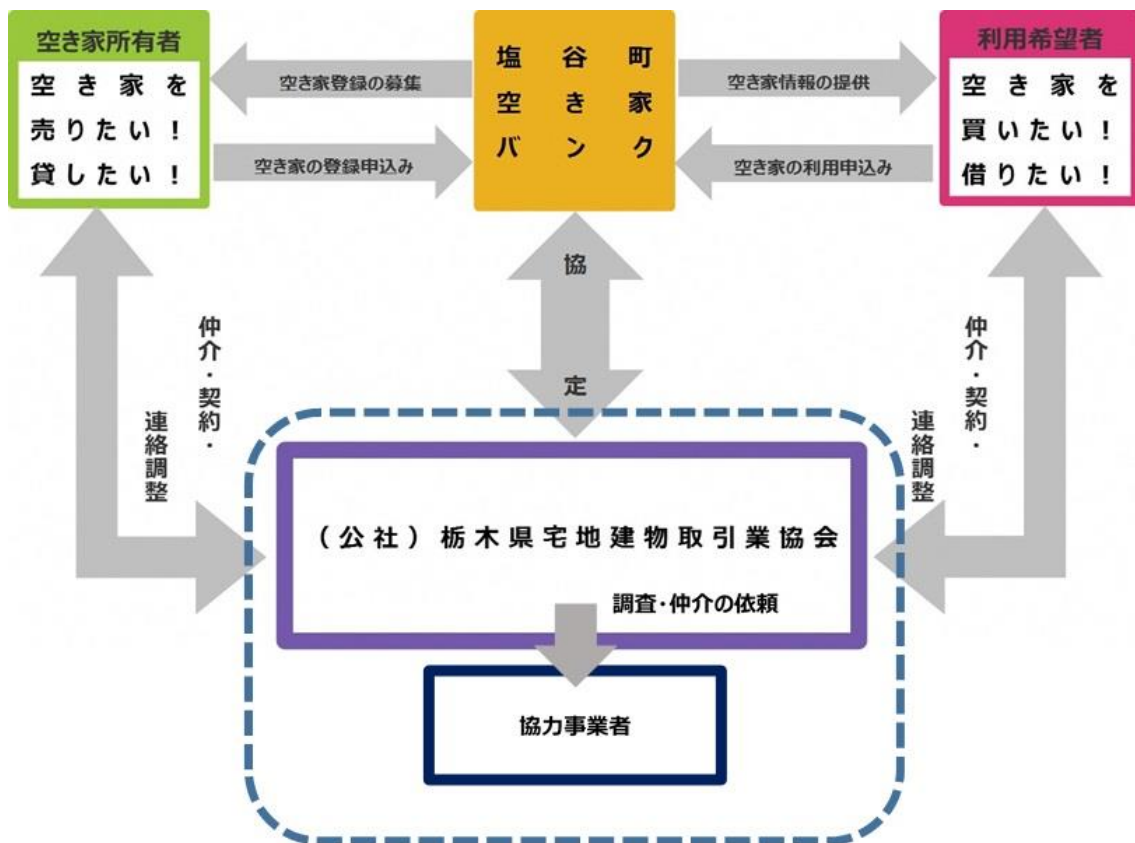
塩谷町空き家バンク制度のご案内

1. 空き家バンク制度とは

塩谷町空き家バンク制度は、空き家等の有効活用及び定住促進により、地域の活性化を図ることを目的に、空き家を売りたい・貸したい方と買いたい・借りたい方との仲介を行う制度です。

空き家を所有している方は、売買・賃貸を希望する物件の登録を申込みことで、町のホームページに物件情報を掲載することができます。

空き家を利用したい方は、登録物件情報を閲覧するだけでなく、利用登録申込みにより、物件の購入・賃貸借について交渉することができます。



2. 契約交渉について

町は、空き家に関する情報提供のみを行い、空き家の売買や賃貸借の交渉、契約などについては、町と協定を締結した（公社）栃木県宅地建物取引業協会に加盟する不動産業者（協力事業者）に仲介を依頼します。

協力事業者の仲介により契約が成立した場合には、報酬（仲介手数料）が必要になります。

3. 空き家バンクに登録できる物件

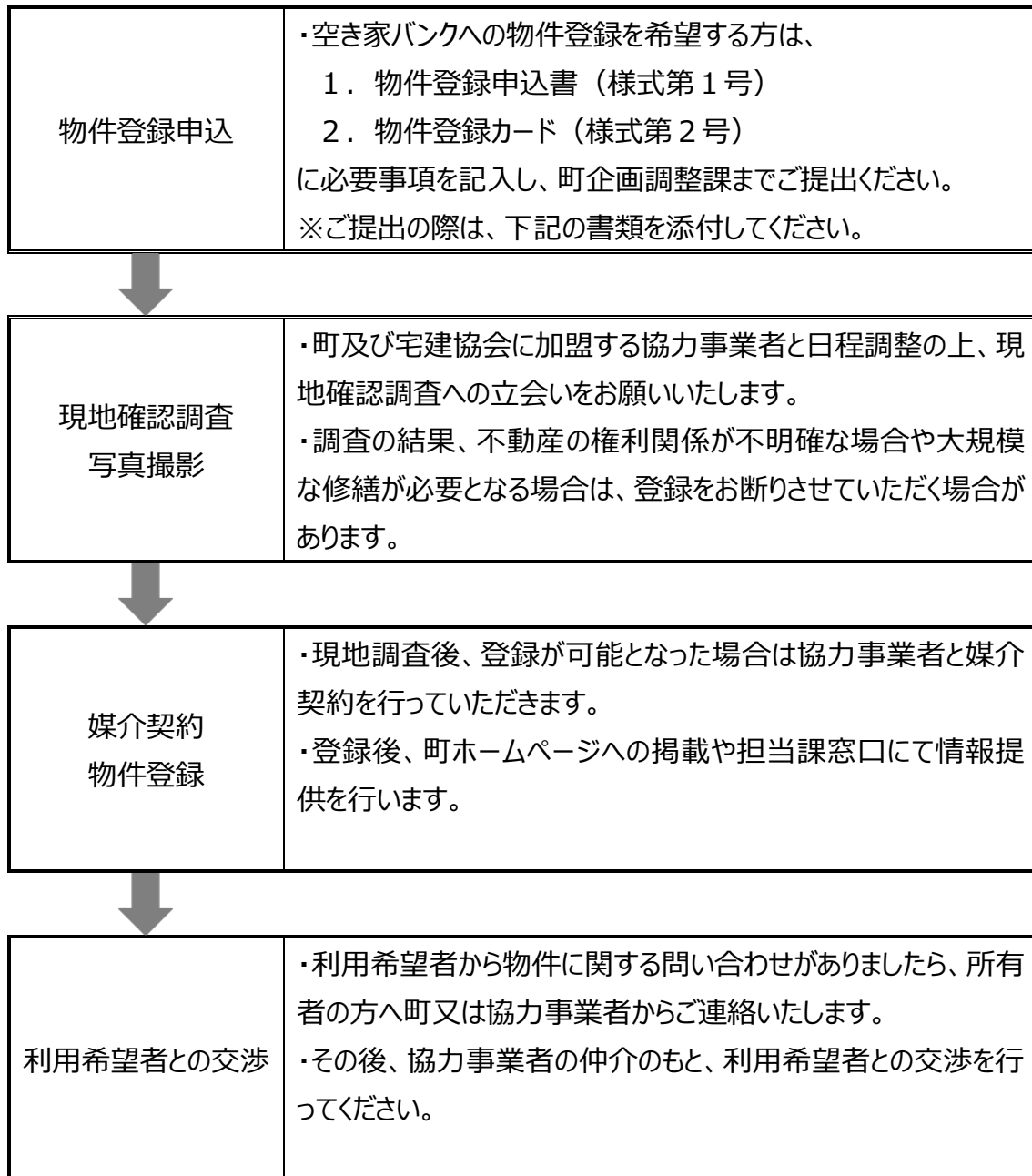
個人が所有し、居住又は店舗運営を目的として建築され、現に居住、使用していない（近く使用しないものを含む。）建物及びその敷地が対象となります。

その他の登録条件については、下記のとおりです。

塩谷町空き家バンクに登録できる物件の条件		✓
1	賃貸借、分譲等を目的として建築された物件ではないこと	
2	老朽化、破損等が著しい物件ではないこと	
3	不動産業を営む者が所有する物件ではないこと	
4	物件の所有者等全員が空き家等情報バンクへの物件登録に承諾していること	
5	登記済物件であること	
6	土地、建物の境界、またその所有区分が明確であること	
7	売買、賃借等ができない規制等が適用されていないこと	
8	競売に付されている物件ではないこと	
9	物件の所有者が反社会的勢力ではないこと	
10	町長が登録を不相当と認めるものではないこと	

4. 空き家バンクの利用方法

(1) 空き家を売りたい方・貸したい方（空き家等の所有者）



※物件登録申込時の添付書類

- ・建築確認申請書
- ・登記事項証明書
- ・平面図（建築確認申請書がない場合）
- ・公図
- ・固定資産税公課証明書又は課税明細書
- ・身分証明書
- ・その他必要な書類

(2) 空き家を買いたい方・借りたい方（利用希望者）

物件情報の閲覧	・空き家をお探しの方は、町のホームページや担当課窓口にて物件情報を閲覧することができます。
---------	---



利用者登録申込	・実際に見学してみたい、交渉を行いたい物件がありましたら、 1. 利用者登録申込書（様式第8号） 2. 誓約書（様式第9号） を町企画調整課へ提出し、空き家バンクへの利用登録申込を行ってください。
---------	---



希望物件の見学等	・見学してみたい、交渉を行いたい物件について、宅建協会に加盟する協力事業者へ町より連絡をします。 ・協力事業者から日程調整等のご連絡が入りますので、調整を行ってください。
----------	--



物件所有者との交渉	・買いたい・借りたい物件が決まりましたら、協力事業者の仲介のもと、物件所有者と交渉を行ってください。
-----------	--

問い合わせ	TEL 0287-45-1112
栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生741番地	FAX 0287-45-1840
塩谷町役場 企画調整課 企画情報担当	MAIL kikaku@town.shioya.tochigi.jp
http://www.town.shioya.tochigi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=43250	